

真岡市の保育料について

保育所や認定こども園等の保育料については、保護者の所得に応じて真岡市が定めることとなります。また、保育料は、利用する施設によって変わるのではなく、認定区分(1号～3号)によって決定します。

◇ 認定区分とは

認定区分	内容	利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする事由に該当し保育を希望	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする事由に該当し保育を希望	保育所、認定こども園、地域型保育

※新制度に移行した認定こども園を利用する場合には、従前の就園奨励費補助金の対象になりません。

◇ 算定方法について

保育料は、市民税額をもとに決定します。

4月から8月までは前年度分、9月以降は当年度分の市民税額によって算出するため、前年度の所得状況の変化により9月からの保育料が変更になる可能性があります。

9月の切り替えで4月にさかのぼっての調整はいたしません。

なお、月の初日に在籍している場合は、月途中退所であってもその月の保育料を納入していただきます。

※住宅取得特別控除及び配当控除、外国税額控除については、この控除がなかったものとして市民税額を計算します。

◇ 保育標準時間・保育短時間について

【保育利用時間のイメージ】

保育認定を受けた子どもが、保育所、認定こども園等を利用する場合の例

	7:30	8:00	16:00	18:30	19:30	
	← 開所時間 →					
保育短時間	延長保育	8時間（利用可能時間帯）			延長保育	開所時間は、 各施設で異 なります。
保育標準時間	11時間（利用可能時間帯）				延長保育	

※保育施設が定めた「利用可能時間帯」から外れた時間を利用する場合、又は1日に利用できる最大の時間の範囲を超えて利用する場合は延長保育となり、別途、利用料が掛かりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

◇ 保育料の支払い先について

保育料の支払い先は、ご利用の施設により異なります。

ご利用の施設	支払先
真岡市立及び私立の保育所	真岡市
上記以外の施設・事業	施設・事業者

お問い合わせは
 保 育 課 保 育 係 ☎ 83 - 8035